**「第４期鎌倉市障害者基本計画（素案）」及び「第７期鎌倉市障害福祉サービス計画（第３期鎌倉市障害児福祉計画）（素案）」に対する意見の募集について**

**に対するご意見を募集します**

平成30年に策定した第３期鎌倉市障害者基本計画及び令和３年に策定した第６期鎌倉市障害福祉サービス計画の計画期間が令和６年３月に満了することから、両計画の改定作業を進めています。このたび、両計画の素案をまとめましたので、これらを公表し、広く市民等の皆さんからご意見をいただきたいと考えています。

**１　募集期間**

　　令和５年（2023年）12月６日（水）から令和６年（2024年）１月５日（金）まで**＜必着＞**

**２　提出方法及び提出先**

　　意見書の提出は、意見応募用紙（裏面）又は任意書式をご利用いただき、任意書式の場合は、住所・氏名・電話番号、「第４期鎌倉市障害者基本計画（素案）」及び「第７期鎌倉市障害福祉サービス計画（第３期鎌倉市障害児福祉計画）（素案）」に対する意見である旨を記入してください。（住所が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称等を記載してください。）

次の提出先へ、郵便、ファックス、電子メールによりお送りいただくか、直接お持ちください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出先 | 郵便 | 〒248-8686　鎌倉市御成町18番10号　　　　　　鎌倉市健康福祉部障害福祉課 |
| ファックス | 0467-25-1443※宛先に「健康福祉部障害福祉課　意見募集宛て」と記載してください。 |
| 電子メール | shafuku@city.kamakura.kanagawa.jp※　件名に「障害者基本計画等意見募集」と記載してください。 |
| 直接持参 | 障害福祉課（市役所本庁舎１階５番窓口）※市役所本庁舎１階ロビー、鎌倉生涯学習センター、中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、大船図書館及び玉縄図書館にも「回収箱」が設置してあります。 |

※　電話や窓口による口頭でのご意見は、原則としてお受けできませんが、事情により上記の方法で提出できない場合は、ご相談ください。

**３　提出できる方**（鎌倉市意見公募手続条例第２条第３号に規定された「市民等」）

　・市内に住所を有する方

　・市内の事務所又は事業所に勤務する方・市内に事務所又は事業所を有する方

　・市内の学校に在学する方

　・市に対し納税義務を有する方

　・この事案に利害関係を有する方

**４　素案の閲覧・配布場所**

　　障害福祉課（本庁舎１階５番窓口）、市役所本庁舎ロビー、鎌倉生涯学習センター、各図書館、各支所及び市ホームページ

**５　意見等の公表**

　　いただいたご意見とそれに対する市の考え方については、個人情報（氏名、住所等）を除いて整理した上で、後日市ホームページにて公表します。個別回答はいたしませんので、ご了承ください。

**６　問い合わせ先**

　　健康福祉部障害福祉課

電話0467-61-3975　ファックス0467-25-1443　メールshafuku@city.kamakura.kanagawa.jp

**第４期鎌倉市障害者基本計画（素案）・第７期鎌倉市障害福祉サービス計画（第３期鎌倉市障害児**

**福祉計画）（素案）に対する意見応募用紙**

提出期間：令和５年（2022年）12月６日（水）～令和６年（2023年）１月５日（金）**＜必着＞**

担当：鎌倉市健康福祉部障害福祉課

【提出日：令和　　年　　月　　日】

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | （住所が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称等を記入してください。） |
| 氏名 |  |
| 法人・その他団体等の名称 | （法人・その他団体等の場合は記入してください。個人の場合は空欄で構いません。） |
| 電話番号（連絡先） |  |
| 区分（該当するものにチェックしてください。） | □　市内に住所を有する方□　市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方□　市内の学校に在学する方□　市に対し納税義務を有する方□　この事案に利害関係を有する方（理由を記載してください。）理由： |
| 意見記入欄（欄が足りない場合は、別紙に記載し、添付してください。） |
|  |